

## 鹿児島県多面的機能支払推進交付金交付要綱

### (通則)

第1条 多面的機能支払推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、国の日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年4月1日施行。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項の1に規定する多面的機能発揮促進事業の推進を目的とする。

### (交付の対象及び交付額)

第3条 鹿児島県知事（以下「知事」という。）は、交付等要綱第5の1に定める事業実施主体のうち、市町村及び多面実施要綱の別紙4に定める推進組織（以下、「市町村等」という。）が行う多面的機能支払交付金に係る推進事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付額は、別表1に定めるところによる。

### (申請手続)

第4条 交付規則第3条の知事が別に定める交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 市町村長等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5条 交付規則第3条の知事が別に定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、市町村長等に対しその旨を通知するものとする。なお、交付決定の通知は、別記様式第2号により行うものとする。

(交付金の交付の条件)

第7条 交付規則第5条第1項の規定による条件は、別表2のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 市町村長等は、交付規則第8条第1項の規定により、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画の変更)

第9条 市町村長等は、交付規則第7条第1項に該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を知事に提出し、別記様式第4号によりその承認を受けなければならない。知事は、この場合において、変更承認に併せて交付金の交付決定額の変更を必要とするときは、別記様式第5号により、交付金の交付の変更の決定通知を行うものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(交付金の交付)

第10条 市町村長等は、交付金の交付を受けようとする場合は、別記様式第7号による交付請求書を知事に提出しなければならない。

2 交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払申請書に別記様式第7号の交付金交付請求書を添えて知事に提出するものとする

(事業遅延の届出)

第11条 市町村長等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 市町村長等は、交付規則第11条の状況報告について、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第8号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第1項に規定するほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。
- 3 市町村長等は、事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(事前着手の届出)

第13条 市町村長等は、やむを得ない事情により交付金等の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、別記様式第9号により、知事に事前着手届を提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 交付規則第13条の別に定める実績報告書は、別記様式第10号のとおりとし、市町村長等は、交付事業を完了したときは、知事が別に定める日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長等は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村長等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号による消費税等相当額の報告書を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15条第1項の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15条 知事は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、市町村長等にその額を別記様式第12号により通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16条 知事は、第13第3項の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村長等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町村長等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村長等が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17条 市町村長等は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18条 取得財産等のうち交付規則第21条第1項第2号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 市町村長等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 第17条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第19条 市町村長等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 市町村長等は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第13号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この改正は、令和4年4月14日から施行する。

別表 1 (第 3 条及び第 9 条関係)

区 分	経 費 の 内 容	交付額	交付事業の内容等の変更要件
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業	(1) 市町村が交付等要綱別紙 1 の第 2 の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	交付金額の変更
	(2) 推進組織が交付等要綱別紙 1 の第 3 の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	

## 別表 2（第 7 条関係）

### 交付金交付の条件

- 1 交付金事業者は、国の日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年 4 月 1 日施行。以下「交付規則」という。）の定めに従わなければならない。
- 2 市町村長等は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

なお、ただし書きの規定により交付の申請をした市町村長等は、以下の条件に従わなければならない。

  - (1) 実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
  - (2) 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 11 号による消費税相当額の報告書を速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 10 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 3 市町村長等は、交付事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 4 市町村長等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 5 市町村長等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、3及び4に規定する帳簿等に加え、別記様式第13号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 6 市町村長等は、1の条件に違反したときは、交付金の全部又は一部を県に返還させることがある。
- 7 市町村長等は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 8 前項の財産のうち、1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具について、交付規則第22条に定める期間においては、県の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 9 市町村長等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 10 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。